

船舶事故調査報告書

平成21年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤 昇 弘
 委員 楠 木 行 雄
 委員 横 山 鐵 男（部会長）
 委員 山 本 哲 也
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年9月2日 10時30分ごろ、本船が発見された。）
発生場所	不明（北海道泊村泊漁港西島堤南西側南端から10m付近（概位 北緯43°3.9′ 東経140°29.4′）で本船が発見された。）
事故調査の経過	平成21年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十いづみ丸、3.1トン HK3-93984（漁船登録番号）、個人所有 9.10m(Lr)×2.53m×0.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和58年10月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月4日 免許証交付日 平成19年2月7日 (平成24年3月19日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年9月2日06時00分ごろ、船長1人が乗り組み、なまこけた網漁の目的で、泊漁港を出港した。 泊漁港にいた船長の知人Aが、10時30分ごろ同漁港南西方沖の西島堤に打ち寄せられている本船を発見し、船長の知人Bが操船する漁船で本船に向かった。 10時40分ごろ、知人Bの漁船が本船に接近したところ、船長は、仰向けの姿勢で、本船の後部甲板に設置された揚網用ドラムに、揚網用ロープと共に右腕と胸を巻き込まれていた。 10時50分ごろ、知人Bは、所属漁業協同組合に救急車の手配を依頼した。船長は、救急車で病院に搬送されたが死亡が確認され、死因が肺挫傷による窒息と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：風浪及びうねりなし
その他の事項	船長は、手袋を着用し、カップ及び救命胴衣は着用していなかった。

	<p>船長の体調は良好であった。</p> <p>本船発見時、機関は中立状態であった。</p> <p>なまこけた網漁の揚網ドラムの巻き上げは、通常、揚網ドラムの近くにある速力コントロールレバーを操作して、低速で行うが、本船発見時、同レバーが最速になっており、揚網ドラムに接続された油圧ホースが破裂してドラムが停止していた。</p> <p>船長は、ドラムとロープの間に右手中指から身体ごとドラムに巻き込まれていた。</p> <p>網は、水深1.5mぐらいまで巻き上げられて垂れ下がった状態であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>死因は、肺挫傷による窒息であった。</p> <p>船長は、揚網ドラムと揚網ロープの間に巻き込まれたため、肺挫傷により窒息したものと考えられる。</p> <p>船長が揚網ドラムを停止させようとして速力コントロールレバーを誤って操作し、又はドラムに巻き込まれた船長の身体が触れたため、最速に切り替わった可能性があると考えられる。</p> <p>揚網ドラムに船長の身体が巻き込まれて、駆動モーターの負荷が過大になり、油圧ホースに過大な内圧が生じたため、油圧ホースが破裂したものと考えられる。</p> <p>船長が揚網ドラムに巻き込まれた理由は、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が泊村泊漁港沖において揚網中、船長が揚網ドラムと揚網ロープの間に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>	